

後期高齢者医療 保険料の軽減について

■問い合わせ 住民課保険班 TEL78-3113（内線124）

平成26年度は保険料軽減対象者が拡大します

所得が低い人や被用者保険加入者（被用者保険）に扶養されていた人の保険料は継続して軽減されます。
※被用者保険とは、協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

所得が低い人の軽減

◆均等割額（被保険者全員が等しく負担する保険料）の軽減

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額などの合算額	軽減割合	軽減後の額
「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで所得が0円となる場合	9割	4,700円
「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯	8.5割	7,100円
「基礎控除額(33万円)」+「24.5万円×世帯被保険者数」を超えない世帯	5割	23,900円
「基礎控除額(33万円)」+「45万円×世帯被保険者数」を超えない世帯	2割	38,300円

※総所得金額などとは、公的年金等特別控除後（専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前）の金額になります

◆所得割額（所得に応じて負担する保険料）の軽減

被保険者の総所得金額などが「**基礎控除額(33万円)+58万円**を超えない人

➡ **5割軽減**

被用者保険加入に扶養されていた人の軽減

被用者保険加入者に扶養されていた人も、保険料が軽減されます。

特別措置：当分の間は保険料の**均等割額が9割軽減**されます（所得割額はかかりません）。

対象者：資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた人。

平成26・27年度の保険料率が決定しました

※後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに見直されています

平成26・27年度保険料率

均等割額 47,900円

所得割率 9.26%

※平成24・25年度保険料と同一

均等割額(47,900)円

+

所得割額[(総所得額など-33万円)×(9.26)%]

＝

保険料額(年額)

※上限額が55万円から57万円へ変更となりました。

平成26年度 津奈木町 広域消防 職員募集

津奈木町職員

区 分	職種	採用予定者数	職務内容など
高卒程度	一般事務	1人程度	長部局や教育委員会などに勤務し行政事務に従事する。
	土木	1人程度	長部局に勤務し専門の技術業務に従事する。

■受験資格

昭和63年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人

■受付期間

7月28日(月)～8月15日(金)

※土・日・祝日を除く

午前8時30分～午後5時

※郵送の場合8月15日までの消印有効

■申込方法

津奈木町発行の申込用紙に必要事項を記入し、申込先に郵送か持参すること(電子申請も可)

■第1次試験の日時・場所

平成26年9月21日(日) 午前8時30分から
津奈木町農業就業改善センター(役場横)

■第1次試験の内容

一般事務：高卒程度(教養・適正・作文試験)

土 木：高卒程度(教養・専門・作文試験)

※詳細は津奈木町ホームページを参照ください

<http://portal.kumamoto-net.ne.jp/town.tsunagi/>

■申し込み・問い合わせ

〒869-5692

津奈木町役場総務課 TEL0966-78-3111

水俣芦北広域行政事務組合消防本部職員

区 分	職種	採用予定者数	職務内容など
高卒程度	消防	3人程度	消防本部または消防署に勤務し、消防業務に従事

■受験資格

平成2年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人

■受付期間

7月28日(月)～8月15日(金)

※土・日・祝日を除く

午前8時30分～午後5時

※郵送の場合8月15日までの消印有効

■申込方法

広域行政事務組合発行の申込用紙に必要事項を記入し、申込先に郵送か持参すること

■第1次試験の日時・場所

平成26年9月21日(日) 午前8時30分から
津奈木町農業就業改善センター(役場横)

■第1次試験の内容

消 防：高卒程度(教養・適正・作文試験)

※詳細は実施要綱等ホームページを参照ください

<http://www.mafd119.com>

■申し込み・問い合わせ

〒867-0011

水俣市陳内523番地3 TEL0966-63-1191

水俣芦北広域行政事務組合消防本部総務課